

有担保フリーローン

(2022 年 10 月 1 日適用中)

1	商品名	有担保フリーローン
2	お申込みいただける方	○お申込み時の年齢が満 18 歳以上の方 ○完済時年齢が満 76 歳未満の方 ○原則として勤続年数が 1 年以上の方 (自営業者等の給与所得者以外の方については 3 年以上) ○安定継続した収入(前年税込み年収)が 150 万円以上ある方 ○団体信用生命保険に加入できる方 ○当金庫の審査基準を満たされる方 ＊詳細については、お取引店にご確認ください。
3	お使いみち	住宅、教育、自動車、耐久消費財購入等、暮らしのさまざまな資金にご利用いただけます。ただし、事業資金や投機目的資金、負債整理資金としてはご利用いただけません。
4	ご融資金額	最高 1 億円
5	ご融資期間	変動金利型 最長 35 年
6	ご融資金利	○変動金利型 ①金利の上昇、低下によって適用金利が変更します。 ②新規金利…年 2 回、金利の見直しを行います。「労金変動型住宅ローンプライムレート」を基準金利として、i 3 月 1 日を見直し基準日とした基準金利を 4 月 1 日より適用、ii 9 月 1 日を見直し基準日とした基準金利を 10 月 1 日から適用します。 ③既往金利…年 2 回、金利の見直しを行います。「労金変動型住宅ローンプライムレート」を基準金利として、i 4 月 1 日現在の基準金利を 7 月の返済日の翌日より適用、ii 10 月 1 日現在の基準金利を翌年の 1 月の返済日の翌日から適用します。
7	ご返済方法	○元利均等・利息分割後取返済、または元利均等・利息分割後取加算併用返済(ただし、加算併用返済部分は総貸付額の 50%以内です。) ＊元利均等・利息分割後取返済とは、毎月支払う元利金(元金と利息の合計=1 回あたりの返済額)が一定である返済方式です。 ＊給与所得で一時金支給のある方が、加算併用返済をご利用できます。 ○変動金利型をご利用の場合、返済額は 5 年ごとに再計算します。 ただし、金利が上昇した場合でもそれまでの返済額の 1.25 倍を限度とします。低下した場合は原則返済額の変更はせず、返済期間を短縮します。
8	担保	○原則としてご融資対象不動産(宅地、建物)に第 1 順位の抵当権を設定していただきます。ただし、先順位債権者が住宅金融支援機構等の公的機関の場合は次順位といたします。 ○(一社)日本労働者信用基金協会保証の場合は、保証機関を抵当権者とする求償担保方式となります。 ○ご融資対象物件が共有物件の場合は、共有者の持分についても担保としてご提供いただきます。

9	保証	○当金庫指定の保証機関（一社）日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。 ○保証料は一括前受方式または月次後受方式となります。 ＊一括前受方式…融資実行時に保証料全額を申し受けます。 ＊月次後受方式…貸出金利に保証料率を加算いたします。 ○保証料率 (1) 団体会員の方 保証料は金庫負担となります。 (2) 生協組合員の方、一般の方 一括前受方式…年 0.10%～0.24% 月次後受方式…年 0.16%～0.32% ※一括前受方式の保証料額につきましては、お取引店にご確認ください。 ○連帯保証人 (1) 原則不要です。ただし、収入を合算する同居家族の方については、連帯保証人となっていただきます。また、担保として提供いただく不動産の所有者の方には、物上保証人となっていただきます。 (2) 物上保証人について、審査等により連帯保証人となっていただく場合がございます。
10	手数料	○担保不動産取扱手数料：55,000 円（消費税込み） ○全額繰上償還手数料 (1) 3 年以内の全額繰上償還：3,300 円（消費税込み） (2) 5 年以内の全額繰上償還：2,200 円（消費税込み） ○借換手数料（有担保）：55,000 円（消費税込み） （2021 年 4 月 1 日以降に融資を受けられた方のみ該当します） ＊インターネットバンキングを利用して繰上償還を行った場合は、繰上償還手数料が無料となります。
11	火災保険（共済）	○火災保険（共済）への加入は必須となります。 ○保険会社等は任意で選択いただけます。 ○次の場合、火災保険（共済）金請求権に質権を設定し、保険（共済）金の受取は当金庫となります。 (1) 担保物件がアパート・店舗（併用住宅を含む）等の収益物件の場合。 (2) その他金庫が必要と判断する場合。 ○掛金等はお客様のご負担となります。
12	生命保険	○団体信用生命保険（以下「団信」という）への加入は必須となります。 ○団信掛金は当金庫の負担となります。（最高 1 億円） ○保険金の受取りは当金庫となります。 ○ご希望により、「ろうきん 3 大疾病保障特約・障がい特約付団信」「夫婦連生団信」「就業不能保障団信」「就業不能保障団信夫婦連生」「がん団信」「がん団信夫婦連生」もご選択いただけます。 ○「ろうきん 3 大疾病保障特約・障がい特約付団信」「就業不能保障団信夫婦連生」「がん団信夫婦連生」をご利用の場合は、年 0.2%を上乗せした融資金利が適用となります。 ○「夫婦連生団信」「就業不能保障団信」「がん団信」をご利用の場合は、年 0.1%を上乗せした融資金利が適用となります。 ○ろうきん団信にご加入できない方を対象に引受条件を緩和した「引受緩和団信」もごございます。「引受緩和団信」をご利用の場合は、年 0.3%を上乗せした融資金利が適用となります。
13	商品に関するお問い合わせ	○フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
14	苦情処理措置（ろうきんへの相談）	○ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62

		○受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp
15	紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合)	○東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお申し出ください。 ○また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
16	その他	○当金庫からのご融資が決定した方を対象に、住宅資金目的に限って融資額の一部を分割してご利用いただく制度もございます。

- 返済額の試算についてご希望がありましたら、店頭や当金庫ホームページで返済額の試算ができます。
- 現在の金利については、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。
- その他、詳しくはお取引店へお問い合わせください。
- ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

東北ろうきん